

**「令和元年度電波の利用状況調査の評価結果（案）」に対する意見募集に対して提出された御意見とそれに対する総務省の考え方
（令和2年5月30日（土）から同年6月29日（月）まで意見募集）**

【提出意見】

3件（件数は意見提出者数）の提出意見がありましたので、意見提出者ごとに、提出された御意見及び総務省の考え方を以下に示します。

（順不同）

No	意見提出者	提出された御意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	株式会社毎日放送	<p>第4章 周波数区分ごとの評価結果 第6節 1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下の周波数の利用状況 (5) 総合評価 ④ 総合評価</p> <p>および</p> <p>第5章 総括(5) 1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下の周波数区分</p> <p>「2. 3GHz 帯映像 FPU(携帯局)については、運用期間の調査結果から同システムの運用を行わない日時が一定程度存在すると考えられることから、今後、IoT(Internet of Things)社会の進展に伴い、需要が高まる携帯電話等の移動通信システム用の周波数確保の実現に向けて、同周波数帯においてダイナミック周波数共用の適用を含め移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当である。」</p> <p>とされていますが、この帯域においては、放送事業者の映像 FPU を数年前に 700MHz 帯から周波数移行して運用を始めたところであり、移行の際には 1. 2GHz と 2. 3GHz 帯に分かれて免許を受けましたが、1. 2GHz 帯が 1 次業務の無線システムとの共用上の制約があるため、1. 2GHz と 2. 3GHz を状況に応じてやり繰りして運用しているのが実状です。</p> <p>評価結果の指摘のとおり、本システムは常時運用しているものではありませんが、スポーツ中継や音楽イベント、報道番組等の制作現場において、十分に高い頻度で有効活用されており、制作された番組が地域社会へ情報発信されることにより、健全な民主主義の発達に資するとともに豊かな放送文化の創造に寄与するという使命を果たすことに貢献する「社会的重要性」の高い無線システムです。</p> <p>一方、共用が検討される移動通信システムについては、その重要性は言うまでもないものの、多くの人が集まる場所や災害発生時において、通信量が著しく増大する点で放送用映像 FPU と運用スタイルが重複していることが指摘できます。</p> <p>このような 2 つの無線システムを周波数共用することは、それぞれのシステムがその役割を發揮すべき重要な場面において、電波の干渉や、運用調整の煩雑さにより、その役割を果たすことに支障を来すような影響を与え合うことが強く懸念され、基本的には困難であると考えます。</p> <p>同様の趣旨の意見を令和元年 7 月に実施された「周波数再編アクションプラン(令和元年度改定版)(案)」に対する意見募集でも提出しております。今後の具体的検討においては、上記の視点も踏まえた検討を改めて強くお願いいたします。</p>	<p>ご意見につきまして、既存免許人の運用を適切に保護した上で、令和3年度からダイナミック周波数共用が着実に導入されるよう取り組んで参ります。</p>	無

2	ソフトバンク株式会社	<p>総論</p> <p>昨今の周波数の利用ニーズの高まりを踏まえ、電波の利用状況を見える化し、結果を広く公表することは将来に向けた電波の有効利用の促進につながるため、本調査の取り組みに賛同します。</p> <p>同時に、本調査結果において示された検討課題及び継続調査対象並びに移行が適当と評価された無線システムについては結果の公表に留まらず、検討の加速化や別周波数帯への移行検討の開始等、速やかに具体的なアクションへつなげていくことも必要と考えます。</p>	<p>賛同のご意見として承ります。</p> <p>また、評価については、評価内容に応じて電波の有効利用施策に反映することとしております。</p>	無
		<p>第1章 電波の利用状況調査・公表制度の概要 第2節 電波の利用状況調査・公表制度の概要 (3) 調査対象 P1-2</p> <p>令和2年度より電波の利用状況調査の拡充等が図られ、調査方式が変更となることが示されています。これにより利用状況により正確に把握することが必要と認める周波数帯について詳細な調査(重点調査)を行うことが可能となることから、検証を要するシステムの見える化が更に進むことに強く期待するところです。</p> <p>新方式の調査では、令和元年に制度整備された自営等広帯域移動無線アクセスシステム(自営BWA)や「周波数再編アクションプラン」で導入が決まっているローカル5G等、新たな無線システムも調査対象に追加されるものと認識しています。本年春からの全国キャリアの5Gサービスの開始や新型コロナウイルス感染拡大に伴うICTインフラの利活用の大幅な拡大等、電波の社会的な重要性が益々高まっていることを踏まえれば、これら新たに調査対象となる無線システムについて、例えば利用状況調査の重点調査の対象とする等、電波の利用状況の実態を迅速にかつ正確に把握し、評価をしていくことが必要と考えます。</p>	<p>ご意見につきましては、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。</p>	無
		<p>第4章 周波数区分ごとの評価結果 第7節 2.4GHz超2.7GHz以下の周波数の利用状況 (5) 総合評価 P4-284</p> <p>本調査結果において、「地域広帯域移動無線アクセスシステムの利用が進んでいる」、「システムの高度化やCATV事業者のエリア拡大に伴うサービス品質向上により利用状況の拡大傾向」が示されています。</p> <p>他方で、当該帯域は、3GPPの国際標準バンドとして国際的に広く携帯電話で利用されており、携帯電話用の帯域としての利用価値が高い帯域となっています。地方広帯域移動無線アクセスシステムの免許人数は現時点でも全国自治体数対して約14%と決して高くないことを鑑みれば、引き続き定期的な調査を実施し実態を把握するとともに、今後の調査において利用が低い水準にあることが明らかとなった場合は、制度の見直しも含めて速やかに適切な検討を実施する必要があると考えます。</p>	<p>ご意見につきましては、電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえ、検討して参ります。</p>	無
		<p>第5章 総括 (5) 1.71GHz超2.4GHz以下の周波数区分 (6) 2.4GHz超2.7GHz以下の周波数区分 P5-2</p> <p>電波利用ニーズの拡大を受けて、2.3GHz帯映像FPUやN-STAR衛星移動通信システムを中心に一定程度運用が行われていない無線システムとの「ダイナミック周波数共用」の適用を検討していくことは有意義であると考えます。</p> <p>「ダイナミック周波数共用」の運用にあたっては、免許人からの適切な運用計画の提供が必要不可欠ですが、その手続き等について免許人に一定の負担が生じることが想定されます。従って、免許人の負担が過度にならないよう配慮しつつ、運用計画が適切に提供されるような共用ルールの策定を進めていただくことを希望します。</p>	<p>ご意見につきましては、既存免許人の運用を適切に保護した上で、令和3年度からダイナミック周波数共用が着実に導入されるよう取り組んで参ります。</p>	無

3	楽天モバイル株式会社	<p>1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下の周波数帯</p> <p>1. 9GHz 帯の PHS については、評価ポイントにおいて「新たな電波利用ニーズを踏まえつつ、1. 9GHz 帯のデジタルコードレス電話の周波数拡張など周波数帯の活用方策について検討することが適当である」とされています。この点に関し、令和 5 年 3 月に全ての PHS サービスが終了した後は、速やかに携帯電話システムにおける PHS 保護規定を見直していただくことを希望します。</p>	<p>公衆 PHS サービスの運用終了後の携帯電話システムにおける PHS 保護規定については、今後の検討課題として、関係者との調整を踏まえて検討の時期を決定してまいります。</p>	無
		<p>1. 71GHz 超 2. 4GHz 以下の周波数帯</p> <p>2. 3GHz 帯映像 FPU については、評価ポイントにおいて「運用を行わない日時が一定程度存在すると考えられることから、需要が高まる携帯電話等とのダイナミック周波数共用の適用を含め移动通信システムの導入の可能性について検討することが適当である。」とされています。携帯電話システムとのダイナミックな周波数共用の実現に向けて、制度整備及び技術的条件の検討が速やかに進められるよう、ステークホルダー間の調整や調整に必須となる情報の事情者間共有の取組を実施していただき、速やかに具体的な割当て手続を進めていただくよう要望します。</p>	<p>ご意見につきまして、既存免許人の運用を適切に保護した上で、令和 3 年度からダイナミック周波数共用が着実に導入されるよう取り組んで参ります。</p>	無